

(論文)

近世北関東農村における寺院資産の管理

田中洋平

〈要約〉

本論では、近世常陸国の天台宗寺院に焦点を当て、特に無住化した寺院の資産管理について論じた。これまでの研究史では、村落史研究の立場から寺院資産と村、あるいは村民との関わり方についての論考が蓄積されており、ここでは住持が勝手に寺院資産を処分することができず、村や村民、檀家などによって制約されていたことが明らかにされている。本論ではこうした研究成果を踏まえたうえで、そこに当該寺院の本寺、あるいは田舎本寺の意向も視野に含める必要性を指摘し、寺院の資産管理をめぐる住持・村方・本寺の三者の動向についてその実態を描出した。ここでは、寺院資産の管理・処分については、従来指摘されてきたとおり、住持に優越して村方がその権限を保持している様子を看取するとともに、当該寺院の資産をめぐる村方と本寺との関係においては、本寺が最終的な処分の決定権を有していることを論証した。

〈キーワード〉

千妙寺 寺院資産 寺院の無住化 村方 争論

一 はじめに

本論は、近世後期の農村地帯における寺院資産の管理について論じていくものである。

近世における寺院と村、あるいは寺院と村民との関わり方については、宗教史研究の立場から多くの論考が蓄積されてきた。澤博勝によれば、これまでの近世宗教史研究における分析視角は以下のように大別できるとい^①う。すなわち、①近世仏教に特徴的な寺檀制度や本末制度を国制史上に位置づけるもの、②そうした研究動向へのアンチテーゼとして、近世仏教が民衆に如何に接近し、如何に受容され実質的な影響を与えたのかという点について解明していこうとするもの、そして③近世仏教思想史や国家イデオロギーに直結する研究の三つである。このうち、本論を進めるにあたり、特にその前提として整理しておかなければならないのは、①及び②についてであろう。すなわち、①については、キリシタンや日蓮宗不受不施派など幕府がその信仰を禁じている宗派の信者ではないことを証明する宗判を行使するにあたって、どの時期を中心としてどのように近世的寺院が展開され、そうした寺院を「統制」する本末制度が如何にして形成されていったのかという研究であるとまとめられる。②については、①の研究成果や辻善之助が提示した「近世仏教墮落論」^③を踏破すべく進められ、「生きた仏教」^④を近世社会のなかに見出す^⑤とする論考が積み重ねられてきたと総括されるだろう。

ここで注意を喚起しておかなければならないのは、これらいずれの研

究動向においても、宗判を介在させて形成された「寺檀制度」^⑤や信仰、あるいは葬送儀礼によって結ばれる寺檀関係を前提として論考を積み重ねているという点であろう。この点を踏まえたうえで、近年の近世史研究を振り返ってみると、信仰や宗判を媒介とした寺檀関係にとどまらず、より広い視点から寺院と村や村民との関係性を問う議論に注目が集まりつつある。

例えば佐藤孝之は、中世史研究では盛んに論じられてきたものの、江戸時代にはほぼ消滅したとされ、従来の研究史のなかで等閑視されてきた寺院のアジュール性^⑥や「入寺」慣行に焦点を当て、これらが近世の村社会のなかで根強く残存していたことを豊富な事例に基づきながら論証した^⑦。佐藤による一連の研究は、紛争解決の有効な手段となっていた「入寺」慣行を近世の村社会のなかに位置づけることにより、寺檀制度や信仰の問題では捉えきれないこの時代における寺院の役割を描出したと言えるだろう。井上攻や齋藤悦正は、佐藤の研究成果を継承しつつ、近世村落の規範や秩序維持、あるいは内済において寺院が果たした役割を丹念に論じており、近世史研究において描かれてきた寺院と村や村民との関係像に再考を迫っている。これらの論考は、近世村落史研究に立脚したうえで、寺院を宗教施設としてのみ捉えられがちであった従来の研究に新たな側面を付加したものととして評価されるものと考ええる。

本論ではこうした研究成果とともに、それらの研究論文で提示された分析視角に学びつつ、寺檀関係にとどまらず、より広い視野から寺院と村、あるいは寺院と村民との関わり方について検討を加えていきたい。具体的には、常陸国真壁郡黒子村(現茨城県筑西市)の天台宗寺院であ

る千妙寺に残された史料を用いて、主として無住化した寺院の資産管(10)理を素材として取り上げ、そこに関わる村や村民との関係性を論じたうえで、さらに当該寺院の本寺の意向も視野に含めて考察を進めていく。千妙寺は、江戸時代の初期に江戸上野の寛永寺末に組み込まれる(11)一方、関東東北を中心に六〇〇ヶ寺程度の末寺を有しており、いわゆる「田舎本寺」であった(12)。

なお、近年精力的に論考を積み重ねている朴澤直秀は、従来の研究史上で混在されてきた「寺僧」と「寺院」とを行論上において明確に区別(13)することの重要性を指摘している。この点を本論に引き付けて考える(14)と、ここで言う「寺院資産」とは、「寺僧」個人に属する資産と「寺院」それ自体に属している資産に区分され、それぞれに寺僧、本寺の住持や役僧、村あるいは村民が関与しているものと想定される。ただし、本論で主として取り上げる事例は、主に無住寺院であるため、「寺僧」が個人的に有する資産については、別稿を待ちたい。

二 寺院の無住化と所持耕地の荒地化

1 寺院所持耕地の荒地化と村民

本節では、寺院資産をめぐる寺院と村、あるいは寺院と村人との関係性を考察していく手がかりとして、寺院所持耕地に関わる事例を取り上げて検討を加えていきたい。寺院所持耕地についてその展開過程を検討した若林喜三郎によれば、能登国の農村における浄土真宗寺院は、近世中期以降に寄生地主的、あるいは質地地主的な性格を帯びてくるとして

いる(16)。本論において主な検討対象とする千妙寺配下寺院についても、若林が検討を加えた事例と同様に土地の集積を進めていた様相を看取することができる(17)。朱印地や除地、あるいは年貢地といった寺院所持耕地は、当該寺院にとつて欠かせざる資産であったことは言うまでもない。ここではそうした寺院所持耕地と村、あるいは村民との関係を確認するため、次に史料1を提示する。

【史料1】

(端裏書)

「文政六 心性院持田畠 檀方某へ引渡 高引」(18)

引請申一札之事

三宅主計知行所之内

一 六反三畝歩

柴畑分

右之地所、貴院様御代々御持高之内二有之候処、年久敷荒地相成、御難義之由、私檀方之儀二候得者、余所見候茂気之毒二奉存候間、此度右之地所私先祖之菩提之為二も相成可申間、右之地面引請、私之持高へ差加、貴院様之持高を相除、御年貢・諸役銭等私方二而相納、貴院様少茂御難相懸ケ申間敷候、為後日引請証文依而如件

三宅主計知行所

文政六癸未年四月

藤ヶ谷村名主 儀 八(19)

御菩提所

黒子、心性院様

この史料は文政六(一八二三)年に常陸国真壁郡藤ヶ谷村(現茨城県筑西市)の名主から千妙寺の塔頭である心性院へ宛てられた文書である(20)。

この史料の内容をみていくと、千妙寺塔頭の心性院が所持する耕地のうち、六反歩余りを同院の檀家である儀八が「先祖菩提之為」(傍線部②)に引き受けると記されている。心性院の所持耕地を延享二(一七四五)年と安永五(一七七六)年に作成された「分限帳」⁽²¹⁾で確認すると、両年ともに七反九畝九歩となっている。この所持耕地が文政六年時点まで増減なく維持されていたとするならば、心性院に一反六畝歩余りを残して、その大半を儀八が自らの耕地としたことになる。この耕地については、右史料1において、儀八が「御年貢・諸役銭等私方ニ而相納」(傍線部③)と記していることから、朱印地や除地ではなく年貢地であろう。先述の「分限帳」にも心性院の所持耕地記載に「御朱印地」や「御除地」は登場しないことから、このことが裏付けられる。

寺院が所持するこうした耕地は、小作人等の手により耕作がなされていれば、当該寺院にとっての有力な収入手段となる。先に確認した安永五年「分限帳」で確認すると、心性院はこの耕地から、米一石六斗と銭一貫一〇〇文の収入を得ている。しかしながら史料中に記されているように、何らかの理由で、「年久敷荒地相成」(傍線部①)といった状態になると状況は一変する。心性院が所持する耕地は年貢地であり、例えその耕地が荒地となり、そこからの収入が途絶えたとしても、年貢などの賦課は減免訴願しなければそのままになってしまう可能性⁽²²⁾がある。ここに心性院が年貢地となっているこの耕地を手放す要因があったものと推測される。

圭室文雄によれば、檀徳に依存した寺院経営が可能であった寺院は、土地集積に消極的であり、それとは反対に檀徳が過少であった寺院の多

くは、それを補完するために土地集積を積極的に進めたとしている⁽²³⁾。この指摘を踏まえた上で、心性院の檀家について確認してみると、安永五年の「分限帳」では、同院に四〇〇軒の「菩提檀家」⁽²⁴⁾があり、そこから収入は銭四八貫文となっている。これは米に換算すると九石弱⁽²⁵⁾程度となり、同院が耕地から得られる作徳の三倍から四倍に相当する。荒地となつて負担だけが残る耕地を手放すことができたのは、菩提檀家からの檀徳収入が十分に確保できていたことによると言えるだろう。この時代にあつて「寺檀制度」という枠組みは、やはり寺院経営を安定的に展開するにあつての大きな要因であつたことをここからも看取することが可能である。

2 無住寺院の資産管理

前節では、何らかの理由で耕作人が見つからず、荒地となつていた寺院の所持耕地について、当該寺院の檀家がその土地を引き受けている事例を紹介した。ここでいま一度史料1を確認すると、この耕地の引受人となつた「儀八」は、心性院の檀家であることが記されているが、併せて「藤ヶ谷村名主」としてこの文書を作成・押印している点に注目する必要があるだろう。すなわち、史料1の事例では、「檀家」としてのみならず、「名主」としての公的な立場から寺院資産である耕地の管理に関与していると理解することができる⁽²⁶⁾のである。

寺院の所持耕地を含む寺院資産の管理については、住持が現住している場合のみならず、無住化した寺院についても村や村民の関与を確認していく必要がある。特に当該寺院に住持がない場合には、その資産に

ついで村あるいは村民の関与がより強まるものと推測されるからである。そこで次に、こうした事例について考察を加えていくために、史料2を提示する。

【史料2】

(端裏書)

「弘化四未年木戸村幸福寺 荒地起返し願書」⁽²⁷⁾

乍恐以書付奉願上候

一 当村幸福寺所持荒地之場所、村方喜平太与申者、^{ママか} 歛下年限にて起返し仕度由、村役人方江願出候二付、右之趣一同示談仕候処、村方にて茂拒障申者無御坐候間、御見分之上、右荒地之場所起返し被仰付候様、宜鋪奉願上候、以上

弘化四未年八月

木戸村

名主 郡 吉 ㊦

(他三名略)

御当山御役所

「木戸喜平太^{ママか} 幸福寺内起返し之一札」

差上申一札之事

一 幸福寺左之方 御年貢地分

一 同右之方 御除地之分

右者永年荒地二相成居候処、今般私儀起返し仕度候二付、役人一同方御願申上候処、則来ル申年^㊱同亥年秋作迄四ヶ年之歛下^㊲にて、起返し仕候様御聞濟被成下、難有り仕合ニ奉存候、然ル上者右年限相満候得者、其砌り反畝歩等御改被下、可然任御差図ニ、相当之御年貢者差上可申候、

勿論境内之儀ニ御坐候得者、御用之節者何時にて茂御返上可申上候、為後日一札、仍而如件

弘化四未年八月

木戸村起返人 喜平多 ㊦

東睿山御役所

前書之通り私共村方百姓喜平多、起返し願上候二付、依之奥印仕奉差上候、以上

名主 郡 吉 ㊦

(以下三名略)

右の史料は弘化四(一八四七)年に常陸国真壁郡木戸村(現茨城県筑西市)の喜平多及び名主の郡吉らが作成した文書である。ここに登場する幸福寺は、安永五年の「分限帳」によると葬祭檀家はなく、祈禱檀家⁽²⁹⁾を九〇軒有しており、所持耕地については除地が上中下田合わせて九反歩、年貢地が上中下田畑合せて九反七畝六歩であった。

これら除地と年貢地について、右史料には「永年荒地」になっている様子が記されている。幸福寺現住の名がなく、村役人の名とこの史料に關わる当事者の名が記されていることから、この時点において同寺は無住であったと推測される。史料中の「荒地」について、同寺の耕地すべてを指すのか、あるいは一部分のみであるのかについては不明であるが、この荒地となっている耕地について同村の「喜平多」が「起返し」を願ひ出ている。ここでいう「起返し」とは、荒地となった田畑を再び耕地化するという意味に捉えられるだろう。⁽³⁰⁾特に無住化した寺院の所持耕地については、例え荒地となってもここで言う「起返し」の主体となる住持が存在せず、村あるいは村民がその役割を代替していると理解さ

れる。

さて、この再耕地化にあたって喜平多は、「来ル申年同亥年秋作迄四ヶ年」の鍬下年季期間を設定したうえで(傍線部①)、さらに「右年限相満候得者、其砌り反畝歩等御改被下、可然任御差図ニ、相当之御年貢者差上可申候」(傍線部②)という文言を記している。すなわち、この鍬下年季が明けたのちは、幸福寺の本寺である千妙寺に対し一定の「御年貢」を差し出すという意味にとることが可能である。換言すれば、ここで設定した鍬下年季の期間内は、そこから得られる作物や収入はすべて喜平多に帰属すると理解することができるだろう。

このように、無住化した寺院が所持する耕地については、村の責任においてその耕作と諸役負担をする場合以外にも、当該寺院に関わりをもつ村民などが名乗り出ることによってその耕作を請け負った事例が確認される。また、そうした場合においても、村役人が「奥印」を押している点を看過することはできない。ここに例え村民個人の私的な行為であっても、それが寺院資産の処分に関わる事柄については、村方の問題として村役人が関与している点を確認しておきたい。すなわち、寺院資産について、村や村人、あるいは檀家といった重層的な組織や個人が積極的に関与している様相をここに見出すことができるのである。この点については、本論終章の「おわりに」でもう一度言及したい。

3 寺院資産をめぐる争論

前項では無住化した寺院の資産管理について、そこに関わる村あるいは村民の様相について検討を加えてきた。ただ、こうした無住寺院には、

宗教上、あるいは施設管理上の問題から村方としても住持の派遣を積極的に願ひ出ており、現住化が実現したのは、所持耕地や寺院資産に関して、住持や留守居と村方とのあいだで争論に発展する事例を確認することができる。以下の史料3を見ていただきたい。

【史料3】

乍恐以書付緹 御駕籠御歎願奉申上候⁽³³⁾

常州河内郡黒子東睿山千妙寺門徒、建部卯之助知行所同州真壁郡稻荷新田屯神宮寺住職亮全奉申上候、拙僧儀九ヶ年前嘉永六丑ノ年同寺留守居罷在、其後安政二卯年中祈願巨家ヲ待請ニ而、本寺千妙寺ヲ住職被申付寺務相続罷在候、然ル処同村之儀者御料私領入会ニ而、御料所名主八仁平次ト申、私領所者平左衛門・新右衛門兩人ニ而、御用村用諸事取計、殊ニ拙寺世話方も致居候者共ニ御座候処、右仁平次・平左衛門等申合、⁽³²⁾名主役之権威ヲ以拙寺所持之除地其他横領被致、興廢ニ抱^(拘)難渋至極仕候間、始末箇条ヲ以左ニ奉申上候

(後略)

右之条々名主仁平次・同平左衛門等重立取計候ニ付、廢寺ニおよひ候外無之、何共歎ケ敷奉存候間、是迄再応及掛合候得共、貧寺之拙僧如何共致方無之与見掠メ、勝手次第ニ可致与之申居候ニ付、無余義遠路出府、⁽³³⁾緹り 御駕籠御歎願奉申上候、何卒格別之以 御慈悲、前頭之始末御賢察被成下置、^早蒼速仁平次・平左衛門被 召出、嚴重之御吟味被 成下置奉願上候、以上

文久元酉年三月

常州河内郡黒子東睿山千妙寺門徒

建部卯之助知行所

同州真壁郡稻荷新田村

神宮寺住職 亮全 印

寺社御奉行所様

右の史料は、文久元（一八六一）年に常陸国真壁郡稻荷新田村（現茨城県筑西市）の神宮寺住職が作成した文書である。差出人の印から判断して、この文書は下書あるいは控書きの可能性が高い。さて、ここではこの史料の内容を確認していこう。

まずは傍線部①の文言からわかるように、この文書を作成した神宮寺の住職である亮全は、もともと同寺の留守居役であった。同寺は残存する史料からわかるように、江戸時代後期には現住と無住を繰り返しており、その都度村方は住持あるいは留守居役の派遣を本寺である千妙寺に願い出ていることが確認できる。亮全はこうした状況のなかで留守居役を勤めたのち、安政二（一八五五）年に正式な住持として神宮寺を預かることとなった。この時作成された別史料には、「不動院弟子亮全与申僧、（中略）至極柔和貞安之僧故、役人・村方一同帰依仕候³⁵」との文言が見え、あくまで書面上の文言ではあるが、村方が当時留守居役だった亮全を信頼している様子が窺知されるのである。千妙寺文書では、このように無住寺院に住持を派遣する以外にも、まずは「留守居役」をおいた上で、その後留守居役が正式な住持として寺院を預かる事例が散見される³⁶。当該寺院の檀家や村方にとっても、その人物の人物の柄や見識を見極めてから正式な住持になることに利点を見出していると思われる。さて、この神宮寺については、亮全の住職就任から六年後に問題が表面化する。傍線部②の文言では、神宮寺の除地などを名主が「横領」し

ていると訴えている。さらに傍線部③では、住持である亮全が、これまで何度もこうした状況を改善すべく名主へ申し入れをしたにもかかわらず、相手にされなかったことから、「御駕籠御歎願」する覚悟を記している。

では、ここで亮全が主張する名主の不法行為とは具体的にどのような内容であったのだろうか。この内容は多岐にわたり、分量も多いため、紙幅の関係上後略した箇条書きのうち、寺院の資産管理に関する部分をここに引用したい。

- A 当屯鎮守稻荷明神内統除地（中略）前々々拙寺進退二御座候処、右除地之内御田地多分横領罷致候二付、仁平次・平左衛門等江掛合候間、一切相返呉不申候事
- B 拙寺持稻荷免田六俵作之地所、祭礼料与名附横領致候事
- C 拙寺持御年貢地御田地六反畝、是又伊勢講田卜名附横領致候事
- D 隣邸木戸村の拙寺江寄附相成候壹畝歩余、畑田成相成候分、仁平次横領致候事
- E 除地之内立木理不尽二伐取、右跡ヲ往来筋二補理候事
- F 拙僧住職三ヶ年前、寺修覆米四拾二俵、畑金三両積立有之候二付、右米金ヲ以寺修覆致べき之処、無其儀仁平次・平左衛門兩人横領罷在候事
- G 当ヶヶ年前戌年中、稻荷社境内之立木伐木致シ、金六拾兩余二売払、内金拾兩程之普請致し、残金右兩人二而横領罷在候事
- H 拙寺持田地小作二入置候処、去安政元寅年同三辰年迄、壹ヶ年二付米壹俵宛、都合小作米三俵横領致居候事

I 拙寺持除地之内飛地茶畑ヲ、仁平次義自分屋鋪之内江囲込、横領致候事

J 拙僧儀當時住職已來八ケ年余相立候得共、今以寺什物並諸書付等一切相渡し呉不申、難渋至極仕候事

便宜上それぞれの箇条にアルファベットを付した。冗長になってしまいが、この内容を分類・整理しながら確認していきたい。

A B C D H I については、それぞれ寺院の所持耕地に関する記述である。A B C D I の箇条では、それぞれ稻荷明神の除地、稻荷免田、年貢地となっている田地、除地となっている茶畑の「横領」を主張し、また H では同寺が所持する耕地からの小作料が同じく「横領」されているとして訴えている。

E と G については、「立木」に関する文言である。ここではいずれも同寺の境内あるいは同寺が管理する稻荷社にある立木について、それらを勝手に「伐取」「伐木」したことの非道を訴えている。特に G の箇条では、伐木によって得た利益を名主らが私的に流用していると指摘している。

F は同寺の修復金に関する事項である。同寺では施設の修復のために一定の米及び金額を積み立てていた。それを名主が横領していたと主張している。

J は同寺の什物等管理についての内容である。神宮寺に売金が住持として現住するようになって八年が経過するが、この間同寺の什物などの寺院資産やこの寺院にかかわる書付等を名主が引き渡さず、難渋している様子を書き記している。

以上がこの争論の具体的内容であるが、多岐にわたるこうした争いの原因は、つきつめて考えるならば神宮寺の無住化に求められるだろう。

浄土真宗寺院や修験寺院では、血縁による相続を原則としており、寺院資産は「家産」の側面が強いが、それ以外の宗派では、住持は一定の期間を経て転任を繰り返すため、寺院の資産が住持の個人的帰属とはなりにくく、本寺や檀家、あるいは村がそこに介入する余地を大きく残している。さらに、住持あるいは留守居役の空白期間が生じた際には、当該寺院の檀家あるいは村方の差配にてその施設管理がなされている事例も多数散見される⁽³⁸⁾。かかる点を勘案するならば、神宮寺の事例は、無住期間に同寺の管理に携わったであろう村方あるいは名主の慣習が、住持の止住化後も継続したこと起因する争論であると理解できる。

それではこの神宮寺にかかわる争論は如何なる展開を見せたのであろうか。次の史料4を見ていただきたい。

【史料4】

(端裏書)

「文久元年四月 稻荷神宮寺三ヶ年無住願書」⁽³⁹⁾

一 私共村方神宮寺儀病身ニ罷成、寺役御免奉願上候、跡諸堂舎共大破ニ御座候間、捨置候ハ、幾末難渋ニ可相成与奉存候間、右普請中三ヶ年之間無住奉願上度候、何卒出格之 御憐愍ヲ以、一同願之通り被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

文久元年酉三月日

稻荷新田名主

平左衛門

㊦

(以下三名略)

東睿山御役所

右の史料は稲荷新田村の名主が千妙寺に宛てて作成した文書である。日付は文久元年三月となっているが、端裏書きには同年四月となっており、時系列的に見れば前掲史料3のちに作成された史料である点をまづは指摘しておきたい。

さてこの史料の内容であるが、稲荷新田名主が神宮寺住持について、「病身」を理由として同寺を退かせたうえで、「跡諸堂舎共大破」のために神宮寺を三ヶ年の間「無住」とすることを願っている。一見するとこの内容に矛盾点は見つからないが、前掲史料3と重ね合わせてこの史料を読んでいくと、興味深い点が浮上してくる。すなわち、史料3では、神宮寺の住持が「御駕籠御歎願」をする決意のもとで、名主の不正を寺社奉行所へ訴えようとしていたのに対して、名主側はこの住持を「病身」として退寺させようとしている。またこの争いが発生する以前においては、同寺が無住状態になるたびに、村方として住持等の派遣を願っていたにもかかわらず、この史料では「三ヶ年之間無住」を千妙寺に歎願している。同寺は同年同月まで亮全なる人物が住持を勤めており、堂舎にある程度の破損があったとしても、「跡諸堂舎共大破」が原因となって住持の止住に困難をきたす程の状態であったとは想定しにくい。

こうした点を踏まえると、神宮寺の寺院資産に関して、住持が名主の行為を不正として訴え出ようとしていたことをうけて、名主側はこの住持を「病身」として退寺させ、無住状態にしたうえで、三ヶ年の住持空白期間を設定し、この争いを処理しようとしたと考えられる。

史料3で記されているような名主側の不正行為が実際にあったのか否

かについては、史料上に確認することができない。ただ名主側としては、当該寺院が無住化している間は、村役人あるいは村が寺院の堂舎や資産を管理しており、住持不在のもとで年貢等の経済的負担を強いられる⁽⁴⁾と考えられる。また、ここに登場する「亮全」が留守居役から正式な住持に昇格する際には、先述のとおり村方からその旨を希望する文書が千妙寺に提出されていた。こうした点からも、現住化したからといって、寺院の資産をそのまま住持に引き渡すことには心的な抵抗があったことも想像される。

この争論の顛末であるが、同年同月に神宮寺の亮全自身とともに、「稲荷新田旦中惣代 忠左衛門」「村役人惣代 平左衛門」の計三名が加印をもって「東睿山 御役所」に提出した史料⁽⁴⁾が残されている。この史料には亮全自身が「近來病身二相成、寺役等難相勤」状況であることを理由として、「寺役御免奉願上度候」と記述しており、この事例では、結果として亮全の意思は退けられ、名主側の思惑通りに事態が進んだものと結論づけられる。

以上のように、村側の認識としては、寺院の無住化は施設管理上の点からも、経済的負担の点からも、可能な限り回避すべきであり、その解消に努めていた。その一方で、この事例では、無住である期間が長期化したり、あるいは断続的な無住状態になることよって、現住化したのちも、無住化していた期間に村や村民が関与していた寺院資産の管理形態が一定程度影響を及ぼし、住持とのあいだで争論を引き起こしたものと考えられる。

三 寺院資産と村・田舎本寺

1 寺院資産に対する村方の動向

前章では、主に無住化した寺院の資産管理について、特に寺院所持耕地に関する事例を取り上げ、そこに関わる村あるいは村民の有り様について論じてきた。ここでは、例え無住から現住に転じたのちの正式な住持であっても、住持の意向に優越して村方の主張が強く反映されていることを確認した。ここには無住となった寺院について、それを日常的に管理するのは村、あるいは檀家組織であることを考えても、当然の帰結として考えることができる。しかしながら、寺院資産を取り巻く関係性を考察するにあたっては、住持、村あるいは村民の動向に加えて、名目上当該寺院の留守居や住持の派遣を決定・追認し、その資産を管理する本寺や田舎本寺の動向を考察に含める必要があるだろう。

そこで本節ではまず、史料5を提示し、寺院資産をめぐる村方と田舎本寺である千妙寺との関係性を探っていくこととしたい。

【史料5】

乍恐以書附御届奉申上候⁽⁴²⁾

一 赤浜村村役人共奉申上候、村方西光寺地内^①之^②杉木西光寺恵観伐取候^③二付、一切私二而用人も談合無御座候間、伐候節直二私シ共相尋候^④処、悪木二付真木二伐取候^⑤杯与申候二付、枝葉者西光寺引取候得共、^⑥身木之処者差置候二付、此義も御窺申上候、御差図之上、此段願上候、以上

弘化^{マヅ}四

四月

黒子 心性院様

利兵衛 常右衛門 孝太郎

この史料は、弘化二(一八四五)年から同四(一八四七)年にかけての文書について、千妙寺が「御用留」としてまとめたものから抽出したものである。ここに差出人として登場する「利兵衛」以下の人物は、この「御用留」における他の史料で確認すると、史料中に登場する赤浜村⁽⁴³⁾(現茨城県筑西市)の村役人であったことが判明する。まずは、傍線部①でこの史料の作成意図を把握したい。ここでは赤浜村に存在した西光寺境内の杉木を「西光寺恵観」なる人物が、村方に一切の談合のないまま伐採したことに端を発して争論となっている様子が記されている。利兵衛以下の村役人は、このことを問題視し、直接この「西光寺恵観」に問い質したところ、傍線部②のように「悪木」であることを理由とした伐採であったと返答があった。そのため、枝葉のみを西光寺に残し、それ以外の「身木」(幹)の部分は、村方にて引き取った(傍線部③)。

この史料では、境内の杉木伐採が、村役人への「談合」なしに行われたことを問題視している点が注目されるだろう。ここに登場する「西光寺恵観」が、同寺の正式な住持であったのか、あるいは留守居役であったのかについては判明しない。また、あくまで村方が作成した史料であるという点に留意しなければならないが、文意としては西光寺という寺院に属する資産を住持あるいは留守居役の恵観が私的に流用しようとしたように解釈することができる。こののち、恵観は「家出」をし、「行意相訳兼候」という状況になったことが別の史料で判明しているが、こ

の「家出」は、この事件が強く影響していると考えられる。すなわちこの事例では、自身が止住する寺院境内の伐木をしたことよって村方との間で争論に発展し、村方の論理が優先することによって、ついには恵観が出奔せざるを得ない状況になったと整理できるのである。

いずれにせよ、ここでは西光寺の資産である杉木について、当該寺院を預かる人物と村方との間で衝突が起こった際、村方の意向が強く反映されていた点を注視しておきたい。

2 寺院資産をめぐる田舎本寺と末寺の動向

前節では寺院資産である境内の立木伐採について、当該寺院を預かる人物のよりも、村役人の意向が優越していた様子を知ることができた。しかしながら、ここで先の史料5を再度確認すると、実際に伐採した杉木の処分について、田舎本寺である千妙寺の指示を仰いでいたことがわかる（傍線部④）。すなわち史料5の事例に則して言えば、寺院の境内にある資産（この場合は立木）処分について、住持あるいは留守居はその決定権を有していないことが確認できるとともに、村方についてもその判断の是非を田舎本寺たる千妙寺へ照会する必要があることを示唆している。この点を踏まえるならば、寺院資産の管理・処分については、そこに村方のみならず田舎本寺の意向を組み込んで論じていく必要があるだろう。こうした点を確認するために、次に史料6を提示する。

【史料6】

（端裏書）

「文政二 十一月 眞壁郡藤ヶ谷三ヶ寺改」⁽⁴⁵⁾

御尋二付乍恐以書付奉申上候

一 拙者共村方大乗院・東光院・正行院三ヶ寺之義、寺建置候地所之^①義者、先年^②惣村百姓方二而御年貢諸役共、年々地頭所方江上納仕来候場所二而御座候、然ル所近年潰百姓屋敷多罷成、殊当村之義者原地次之村方故、野火烧二罷成、寺地江も少々宛ハ焼入、枯木二相成候二付、右枯木旦中之者取集り、伐倒シ候所、御本山様江其段御届ケ不申上、手入仕候段、村役人・旦中無念之趣御指南様御糺二付、早速相止メ、御利解被 仰聞、全不行届始末恐入候、乍併右伐倒候枯木其儘打捨置候而者、一向無益ニも相成候間、此義者格別之思召を以、少々之代銭ニ成共売買いたし、寺修覆足合ニ仕度候、此段御聞濟被成下候様奉願上候（後略）

藤ヶ谷村

文政二卯年十一月

名主 義 助 ⁽⁴⁶⁾

（他四名略）

心性院様

御納所中様

右の史料は、文政二（一八一九）年に藤ヶ谷村の名主が千妙寺塔頭の心性院に宛てて作成した文書である。早速この内容を確認していこう。まずは傍線部①の文言から、同村の大乗院をはじめとする三ヶ寺の境内あるいは所持耕地については、村方の百姓が年貢等の負担をしてきたことがわかる。この三ヶ寺については、いずれも葬祭檀家をもたず、住持の止住が不安定化しており、無住状態である場合には、村方の責任において諸役の負担をしていた⁽⁴⁶⁾。しかしながら、次の傍線部②からもわかる

差上申一札之事

一 私共村方大乘院久敷無住二而、及大破候二付、右寺為修覆境内之雑木三拾六本売木仕度、村役人共相談仕、去ル卯年霜月伐木仕候処、其段御当山様江御窺不申、役人共猥二伐木仕候段、従当山様御咎被仰付、此度為御見分御役院様御越被遊、御見分之上、村役人共心得違之段御理解被仰聞、^①一言之申訳無之奉恐入候、(中略)然上者大乘院持高之地所二不限、村方東光院・正行院持高之地所之内、伐木者不申及、其外共御当山様江御窺申上候、御差図次第二取計可仕旨被仰付、是又承知仕候、為後日差上申連印一札、仍而如件

藤ヶ谷村

文政三辰年二月

名主 藤兵衛 ^②

(他四名略)

東睿山御役僧中

考えられた後付けの釈明とも捉えられる。

いずれにせよ、無住化した寺院の諸役は、村方がその負担義務を負っている一方で、寺院資産の処分については、村方の意向よりも当該寺院の田舎本寺である千妙寺がその最終的な決定権を優位的に保持していると思われることが可能であろう。

この後の経過を確認できる史料として、次に史料7を掲げる。

【史料7】

(端裏書)

「文政三辰二月 藤ヶ谷村与四郎等申訳無之、売木金五両出し、大乘院之什金二取組申候、以上」⁽⁴⁾

まずはじめに、紙幅の関係上省略した中略部分の内容を概言しておく、伐木の売却によって得た金五両は、大乘院の修復費用に充てる旨が記されている。この提案は、前掲史料6によって確認できるように、すでに前年の十一月に村方からなされており、傍線部③の文言からはその提案を千妙寺が追認したことがわかる。すなわちこの代金の使途については、大乘院の田舎本寺である千妙寺が村方の意向を尊重して決めることとなった。この点だけを見ると、村方と田舎本寺である千妙寺との間には一方的な上下関係があったわけではない。

しかしながら、寺院の資産処分―この場合は境内の立木の売却―については、田舎本寺である千妙寺への承認を求めなかったことについて、

「一言之申訳無之奉恐入候」（傍線部①）と村方が詫びを入れることとなった。さらに、傍線部②の文言では、大乘院を含む村内の三ヶ寺について、今後は伐木以外の事柄についても本山へ「御窺申上」、その指図どおりに村方として行動することを申し渡されている。

この史料7でもあくまで問題とされているのは、境内の樹木を伐採し売却することによって金銭を得た上で、その金を寺院の修復に使用するという計画そのものではなく、それを千妙寺に相談することなく無断で進めたという前掲史料6の内容を踏襲していると言える。ここに末寺の寺院資産をめぐることは、村方に対する田舎本寺の優位性を垣間見ることができらるだろう。

下野国における曹洞宗寺院と村との関係を論じた齋藤悦正は、寺院の財産には寺僧のみならず「檀那」の意志が大きく反映されているとし、僧侶が寺の財産を自由にすることはできないとした上で、寺院財産である境内地の樹木も村の管理にあるべきとの意識を抽出している。⁽⁴⁸⁾ 本論で確認した事例でも、そもそも村民が寺院資産である境内地の樹木を無断で伐木していることから、齋藤が検討を加えた事例と同様の意識をこの文書の紙背に読みとることができらるだろう。しかしながら、本論の事例に即して言えば、そうした村民の意識や行為は、田舎本寺である千妙寺の住持によって一定程度制約されていたことを確認しておきたい。

四 おわりに

近世中後期の北関東農村において、人口減少とそれに伴う農村荒廃が

進行したことは、近世村落史や歴史人口学の先行研究によってすでに明らか⁽⁴⁹⁾にされている。この地域に展開した寺院は、人口減少に伴って檀家・檀徳収入の減少につながるだけでなく、寺院所持耕地を耕作する小作人などの減少とも重なり、作徳にも影響を与え寺院経営を圧迫した。⁽⁵⁰⁾ 本論の史料中に何度も登場する寺院所持耕地の「荒地」化の事例は、ここにその原因が求められる。

本論ではこうした時代的狀況下であって、天台宗の全寺院のうちその約四割を占める無住寺院⁽⁵¹⁾に焦点を当てて、寺院資産をめぐる村、村民、田舎本寺の動向を論じてきた。ここでは、無住化した寺院の資産管理について、檀家のみならず村役人、ならびに行政的な枠組みとしての「村」が積極的に関与していた様子や、寺徳の減少に伴う断続的な無住化により、当該寺院が現住化したのちにおいても、無住化していた時期の寺院資産管理の慣行が残存し、それによって住持や留守居役と村役人との間で争論に発展する事例があったことを確認することができた。この場合、正式な住持であっても、住持止任以前に当該無住寺院を管理してきた村側の意向に逆らうことが困難であった。この点に関して言えば、従来の研究史においても類似した傾向が指摘されてきたと言えるだろう。しかしながらその一方で、寺院資産の処分に関しては、その最終的な決定権を田舎本寺である千妙寺が村方よりも優位的に保持していたと結論づけられる。そしてこのことは、田舎本寺である千妙寺がその末寺が所在する寺院の村組織、あるいは檀家組織に対して如何なる影響を与えていたのかについて、象徴的に示しているものと考えている。特に無住寺院に関しては、それを日常的に管理する村や檀家組織と、名目的には住

持ならびに留守居の派遣や寺院資産の管理・処分を追認・決定する千妙寺との間に横たわる緊張関係を本論では描出することができたものと考えている。

ここで寺院の所持耕地について、近世村落史研究の成果に基づいてその位置づけを考えておきたい。従前の研究史を丁寧に整理したうえで、近世社会における百姓の土地所持についてその実態を詳細に検討した神谷智は、「近世社会全体を通して、高請地は必ずしも百姓個人のものだけでなく意識されたわけではなく、反対に集団のものとして意識される場合があった。そして、その対象となる集団は、必ずしもひとつだけではなく、多様な集団が重層的に関与していたものと考えられる⁽⁴²⁾」としている。ここで指摘しておきたいのは、神谷が検討の対象としているのは、主として「百姓」や「村」の高請地にみられる「共同所持」についてであり、その視野に寺院所持耕地は含まれていない。しかしながら、所持耕地を含む寺院資産全体についても、そこに積極的な関与をしていく複数の重層的な主体を看取することができるという点については、本論第二章で述べたとおりである。この点については、今後も近世宗教史ならびに村落史研究双方の立場から研究の進展が望まれるところであろう。寺院の所持耕地を含む寺院資産についてのこうした意識、あるいは行動が、寺院に限らず広く百姓の所持耕地にみられる意識を基盤にしている可能性があること、そしてこれまで近世村落史研究を中心に進められてきた「近世的土地所有(所持)」論を、寺院所持耕地の分析のなかに組み込んでいくことの必要性を指摘したうえで本論を締めくくりたい。

注

- (1) 澤博勝『近世の宗教組織と地域社会』六〇―一二頁
- (2) ここではこうした研究の代表的なものとして、藤井学「江戸幕府の宗教統制」(『岩波講座 日本歴史11』所収 一九六七年 岩波書店)、圭室文雄『江戸幕府の宗教統制』(一九七二年 評論社)を挙げておく。
- (3) 辻善之助『日本佛教史 第一〇卷近世篇之四』(一九五四年 岩波書店)
- (4) こうした研究は、戦後にその盛行が見られるという見解が一般的であるが(前掲註1、澤)、辻善之助が前掲註3の論考を執筆していた同時に、すでにその萌芽を見ることが出来る。ここではそうした例として、一九三二年から一九四〇年までに執筆された論考をまとめた伊東多三郎『近世史の研究 第一冊』(一九八一年 吉川弘文館)を挙げておく。
- (5) ここで言う「寺檀制度」(以下括弧をはずす)とは、キリシタンではないことを証明する宗判を媒介して寺院と檀家との間で取り結ばれる制度的関係を指す。
- (6) 寺院がもつ「アジール」性については、戦前からその研究が進んでおり、平泉澄『中世における社寺と社会との関係』(至文堂 一九二六)などがその代表的論考として挙げられる。また、戦後網野善彦は寺院の「無縁」性にアジールの源流を求めている(同『無縁・公界・楽』平凡社 一九七八年)。さらに、阿部善雄『駆入り農民史』(至文堂 一九六五年)では、近世までを視野に入れてアジールとしての寺院に焦点を当てているが、註7で確認する佐藤孝之の研究以前は、主として中世史研究を中心に寺院のアジール性が論じられてきた。
- (7) 佐藤孝之「近世の村と『入寺』慣行―武州の事例を中心に―」(『郷土志木』二二三号 一九九四年)、「近世の村と『入寺』『欠入』―駿遠豆の事例から―」

〔地方史静岡〕二三号 一九九五年)など。また、同『駆込寺と村社会』(二〇〇六年 吉川弘文館)には、自治体史を中心にして、「入寺」慣行の事例を抽出した一覧表を掲載している。

(8) 井上攻「村社会の諸事件と規範」(『竜ヶ崎市史』近世調査報告書Ⅱ 一九九六年)、斎藤悦正「近世村社会の『公』と寺院」(『歴史評論』五八七号 一九九九年)、同「近世新田村における村落寺院―武蔵国小川村の場合―」(『史観』第一四一冊 一九九九年)など。

(9) 近世における「村」の定義はこれまでの近世村落史研究を振り返ってみても様々に可能であろうが、ここでは村役人によって統括される行政単位あるいは行政組織としておく。

(10) 千妙寺及び同寺配下の寺院を考察対象とした先行研究としては、宮田俊彦「黒子千妙寺文書について 上・下」(『郷土文化』一五・一六一九七四・一九七五年)、『関城町史』通史編(関城町史編纂委員会 一九八七年)、圭室文雄『日本仏教史 近世』(吉川弘文館 一九八七年)、朴澤直秀「近世中後期関東における祈禱寺檀関係」(今谷明・高埜俊彦編『中近世の国家と宗教』所収 岩田書院 一九九八年)、拙稿「近世北関東農村における祈禱寺院経営」(日本歴史学会編『日本歴史』六八六号所収 二〇〇五年)がある。また、千妙寺関係史料はその多くが茨城県立歴史館に寄託されており、以下の本論文中で示す「文書番号」は同館における目録整理番号を指す。

(11) ここで言う寺院資産とは、主として寺院の堂舎、境内地、除地を含む所持耕地、山林などの不動産を想定している。これ以外にも什物や諸道具など、その項目については多岐にわたってあげることが可能であろうし、寺院側から見た場合には、檀家についても寺院にとって欠かすことのできな

い主要な資産と見なすこともできようが、本稿ではこれらを検討の対象外とする。

(12) 千妙寺が寛永寺の末寺として組み込まれた年代については、史料的な制約から提示し得ないが、寛永二〇(一六四三)年に天海が千妙寺に宛てた「条目」(史料番号二四八二、「関城町史 史料編Ⅰ」所収 一九八三)が残されていることから、同時期においてすでに寛永寺末となっていたことが推測される。

(13) 関城町史編さん委員会編『関城町史 史料編Ⅰ』の解題部参照を参照されたい。

(14) 江戸時代の天台宗における「田舎本寺」については、塩入伸一「本末制度の成立と展開 天台宗」(『歴史公論』Ⅲ)所収 一九八五年 雄山閣)を参照されたい。

(15) 朴澤直秀「幕藩権力と寺檀制度」二五頁。なお「寺院」(以下括弧をはずす)の語義については、森岡清美『真宗教団と「家」制度 増補版』(一九七九年 創文社)二二―三二頁を参照されたい。

(16) 若林喜三郎「江戸時代における末端寺院の土地所有について―特に加賀藩の真宗寺院を中心に―」(柴田實先生古希記念会編『柴田實先生古希記念 日本文化史論叢』一九七六年)

(17) 前掲註10、拙稿を参照

(18) 千妙寺文書一三二八(関城町史編纂委員会編『関城町史 史料編Ⅰ』所収)
(19) 村高は「元禄郷帳」で一五二石余り、「天保郷帳」では一七五八石余りで同時代においては比較的大村であった。支配は旗本井出氏・三宅氏他の相給となっている(『角川日本地名大辞典』八 茨城県 一九八三年 角川書店 以下『角川地名辞典』と略す)。

- (20) 安永五年に千妙寺が作成した「分限帳」(千妙寺文書四九)によると、千妙寺には「寺中」あるいは「供分」と呼ばれる塔頭寺院が、心性院を含めて八ヶ寺存在していたが、このうち同年時点では四ヶ寺が「退転」しており、四ヶ寺のみが存在していたと記されている。
- (21) 千妙寺文書には、各寺院が本寺である千妙寺に提出した「分限帳」と、それを千妙寺が一冊にとりまとめた「分限帳」が存在する。ここでは後者の史料を取り上げる。
- (22) 江戸時代中期に大石久敬が執筆した『地方凡例録』(大石慎三郎校訂 一九六九年 近藤出版社)の項目である「一定免之事」(二八八〜一九一頁)を参照されたい。
- (23) 前掲註10、圭室二五二〜二五六頁
- (24) 本論では、葬祭の執行対象となる檀家を「菩提檀家」あるいは「葬祭檀家」(以下括弧をはずす)とし、キリシタンではないことを証明する宗判の対象となる檀家と同義として捉える。
- (25) 児玉幸多他監修『日本史総覧』IV近世一(新人物往来社 一九八四年)によると、安永五年の江戸での換算率は、米一石がおおよそ金一両、金一両が錢五・五貫文程度である。ただし、農村部においては、錢に対する米の価値が下がる傾向にあることを付言しておく。
- (26) 村内の土地譲渡や質地に関する文書作成に際し、村役人がそれを公認する意味合いでそれに署名・押印する事例は、すでに近世村落史研究において紹介されている。詳細については、木村礎『近世の村』(一九八〇年 ニュートンプレス) 九九頁を参照されたい。
- (27) 千妙寺文書一五二〇一・二二(『関城町史 史料編I』所収)
- (28) 村高は「元禄郷帳」で八七六石余り、「天保郷帳」で八七二石余りであり、
- 支配については元禄年間旗本柘植氏らの三相給、幕末期は幕府と下妻藩および旗本柘植氏らの相給であった。(『角川地名辞典』)
- (29) ここでは、宗判や葬祭を執行する檀家をもたない寺院を指す。
- (30) 前掲註22『地方凡例録』の「一 荒地並に起返之事」(一九二〜一九四頁)を参照されたい。
- (31) 前掲註10、拙稿参照
- (32) 千妙寺文書を確認していくと、無住化した寺院はたびたび火災に見舞われており(例えば千妙寺文書一六二五など)、この点からも住持あるいは留守居役の止住が村方にとつての課題であったことを推測させる。
- (33) 『関城町史 史料編I』四二五〜四二六頁(和久井淳家文書一三)
- (34) 正保年間から元禄年間に開村された新田村で、村高は「元禄郷帳」で六七五石余り、「天保郷帳」で六八三石余り。支配は旗本曲淵氏らの三相給となっている(『角川日本地名辞典』)。
- (35) 千妙寺文書三四八(『関城町史 史料編I』所収)
- (36) 例えば弘化二(一八四五)年から同四(一八四七)年までの末寺の記録を千妙寺がまとめた「弘化二巳年 九月吉日 御用留(千妙寺文書四〇四『関城町史 史料編I』所収)では、村方からの住持あるいは留守居役の派遣願が計七通千妙寺へ提出されていたことを確認することができる。
- (37) 浄土真宗寺院の「家督相続」については、森岡清美『真宗教団と「家」制度 増補版』(一九七八年 創文社)、修験寺院については、拙稿「近世農村地帯における修験寺院経営」(『地方史研究』三一〇号 二〇〇四年)等を参照されたい。
- (38) 千妙寺文書一三三〇
- (39) 千妙寺文書二二二一(『関城町史 史料編I』所収)など

(40) 前掲註20安永五年の「分限帳」によれば、同年において神宮寺には除地

(二〇〇〇年 校倉書房) 二四頁

が下田二筆合計で六反歩強、畑が一反歩存在し、それ以外に「上畑 耆反 三畝歩 御年貢地」という記載がある。この年貢地については無住期間中、村方にて諸役負担をしていたものと考えられる。

平成二十七年九月二十四日受付 平成二十七年十一月三十日受理

たなか ようへい…淑徳大学 人文学部 助教

(41) 千妙寺文書二二二一―

(42) 千妙寺文書四〇四「弘化」二巳年九月吉日 御用留」(『関城町史 史料編 I』所収) より抜粋

(43) 村高は「元禄郷帳」で三一四石余り、「天保郷帳」で三六八石余りであり、支配については元禄年間旗本春日氏の知行、幕末期は幕府と春日氏の相給であった(『角川地名辞典』)。

(44) 千妙寺文書四〇四(『関城町史 史料編 I』所収)

(45) 千妙寺文書一三九七(『関城町史 史料編 I』所収)

(46) 前掲註10、拙稿

(47) 千妙寺文書一三六九(『関城町史 史料編 I』所収)

(48) 前掲註8、齋藤

(49) 長谷川伸三「近世後期北関東農村の構造」(八一―九 一九七二年)、須田茂「近世後期常総農村における没落農民」(『地方史研究』一六三号所収 一九八〇年)など。また、同時期における北関東農村の人口減少については、速水融らが歴史人口学の立場からも指摘している。ここではその最近の例として、速水融『歴史人口学研究 新しい近世日本像』(二〇〇九年 藤原書店) 二四頁を挙げておく

(50) 前掲註10、拙稿参照

(51) 前掲註10、拙稿参照

(52) 神谷智『近世における百姓の土地所有―中世から近代への展開―』